

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、10月10日(土)に発表したものから一部変更いたしました。引き続き活動に際しましては、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**8月15日(土)以降のスポーツ少年団活動の自粛要請は行わない。
ただし下記事項を遵守したうえで実施すること。**

1. スポーツ少年団活動再開にあたっては、十分な準備運動を行うなど、団員の身体的な負荷を考慮した活動を段階的に行っていくなど、怪我の防止に十分に留意すること。
2. 群馬県や各競技団体で作成しているガイドライン等を参考に、各競技特性に応じた感染防止対策を講じたうえで活動を行うこと。
3. 県外における「合同練習」や「練習試合」、「大会」等については、自粛を解除する。
なお、**感染が拡大傾向にある地域での「合同練習」や「練習試合」、「大会」等、またその地域から県内へ受け入れて行う場合は、引き続き自粛とする。(北海道、東京都、大阪府、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県)**
4. 宿泊を伴う活動については、自粛を解除する。
なお、**感染が拡大傾向にある地域での宿泊は、引き続き自粛とする。**
5. 今後新型コロナウイルス感染拡大により、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に示されている警戒度が引き上げられた際は、各活動の中止や自粛を求める可能性がある。

令和2年11月12日
群馬県スポーツ少年団
本部長 小林 馨